

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
1		① 口頭での分納誓約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約は文書により行うことが基本であるが、実際には、口頭での分納誓約が事実上行われている。口頭での分納誓約案件のうち、実際には納付されないまま、滞納者が亡くなるなどのケースがあった。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上も留意されたい。</p>	<p>本件については複数部署に係る指摘であることから関係部署で協議を進めており、書面による分納誓約の有効性は確認しましたが、分納の内容や履行状況、また債務者の負担等を考慮し、債権管理課にて書面による分納誓約の全体的な基準を設けることとしました。 今後は基準が示された後、当該債権についての具体的な基準について検討を進めます。</p>	検討中	収納課	財政部	収納課	49
5	[債権番号101] 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について	⑤ 延滞金の調定について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、市税及び国民健康保険税の延滞債権の本科等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 市税及び国民健康保険税の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づき、本税が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要かどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。</p>	検討中	収納課	財政部	収納課	52
11		① 口頭での分納誓約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約による時効の中断は、滞納債権が2年間の経過により債権として消滅するのを防ぐ努力の成果であると評価することができる。 その一方で、分納誓約に際しては文書により滞納者から申請を受け、決定することが適切な債権の確保のためには必要である。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上留意されたい。</p>	<p>本件については複数部署に係る指摘であることから関係部署で協議を進めており、書面による分納誓約の有効性は確認しましたが、分納の内容や履行状況、また債務者の負担等を考慮し、債権管理課にて書面による分納誓約の全体的な基準を設けることとしました。 今後は基準が示された後、当該債権についての具体的な基準について検討を進めます。</p>	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	62
16	[債権番号:102] 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について	⑥ 国民健康保険料等に係る延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、国民健康保険料等の延滞債権の本科等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 国民健康保険料等の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づき、その算定の基礎となる本科等が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要かどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。 なお、国民健康保険料においては、その納期が年間10回と細分化されているうえ、分納を行っている滞納者が多数存在することにより、事前の調定や通知を行うことが現状では難しい面もあるものと考えられる。したがって、法律による行政の原則上は関連法令等を遵守する義務があるが、行政の実態に即した規則等の合理的な見直しについても検討する必要があるものとする。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。</p>	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	67

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
26	[債権番号:103] 3. 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)に係る未収債権について	⑨ 介護保険料に係る延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 したがって、納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の延滞債権の本料が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の滞納債権が納付された場合の確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。	検討中	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	85
30	[債権番号:104] 4. 保育料に係る未収債権について	③ 延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、本料が納付された後には、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 保育料の滞納債権が納付された場合の延滞金(以下「確定延滞金」という。)については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。	検討中	保育運営課	子ども部	保育運営課	95
36	[債権番号:201] 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について	② 履行延期の特約等について ア. 履行延期の特約等について(平成26年7月分以降の法第78条に基づく返還金等を除く)	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 生活保護費返還金債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の消費等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事務的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応に遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。	検討中	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	111

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
48	[債権番号:203] 3. 過年度戻入債権に係る未収債権について	② 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 過年度戻入債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の消費等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p> <p>実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に、事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。</p> <p>なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	<p>履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。</p> <p>事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応が遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。</p>	検討中	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	127
53	[債権番号:204] 4. ともども保育料に係る未収債権について	② 滞納整理台帳への記録について	指摘	<p>【現状・問題点】 ともども保育料について、監査手続実施時点における滞納債権156件中、滞納整理台帳が作成されていたのは101件で、その他については滞納整理台帳が作成されていない。 学童保育課では、文書で督促状、催告書を送付した時点で滞納整理台帳にその旨を記録しておらず、その理由として、文書送付件数が非常に多く、それを全て台帳に手入力するのは実務上非効率であることを挙げている。 しかし、柏市財務規則第43条第3項により、督促状発送の事実を適時に記録しておく必要がある。また、催告についても条例・規則等に特段の規定はないものの、適切な債権管理や法的手続実施の効率性等の観点からは、催告年月日、催告方法、内容を台帳に適時に記録しておく必要がある。督促状の発送及び催告状の発送を行っただけの状態である場合には滞納整理台帳への記録を行わなくてもよいとする明文の規定は存在しない。</p> <p>【結果】 滞納管理システム上で督促状、催告書の出力履歴データを台帳記録と連携させるようなシステム対応について検討されたい。それが難しい場合には、少なくとも年度末で一定期間(例えば3か月)滞納している債務者については滞納整理台帳を必ず作成するといった対応を図られたい。</p> <p>それでも、実務上の対応が困難な事情があれば、規則等の変更により、現行の実務を容認する明文の規定を設けられたい。</p>	<p>督促や交渉等の経過に関しては、適正に記録を行い、保存することとします。ただし、記録のうち時効中断に関するものについては、債務者側の対応等により時効中断の有無が不明確な場合もあり、適正な記録の方法や記録項目等については、他の種類の債権とも共通する全庁的な課題となっているため、引き続き債権管理課を中心に協議し検討します。</p>	検討中	学童保育課	ともども部	学童保育課	136
56	[債権番号:204] 4. ともども保育料に係る未収債権について	⑤ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 ともども保育料の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、ともども保育料の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならぬが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 ともども保育料の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。</p> <p>なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。</p> <p>また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。</p> <p>他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	学童保育課	ともども部	学童保育課	139

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
62	[債権番号：205] 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について	⑥ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童扶養手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童扶養手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 児童扶養手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	150
66	[債権番号：206] 6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について	③ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童手当返還金及びこども手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童手当返還金及びこども手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 児童手当返還金及びこども手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	160
68		⑤ 徴収停止処分について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童手当返還金及びこども手当返還金については、債務者が行方不明等により連絡が取れないことから催告手続が進んでおらず、回収可能性が相当低いと考えられる。また、DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、DV加害者を刺激しないように催告手続を控えており、回収可能性が相当低いと考えられる。これら回収可能性が相当低い債権が少なからず存在する一方で、過去に徴収停止処分を行った実績はないとのことであった。 しかし、徴収停止処分を経ないで債権回収手続を棚上げすることは本来認められず、正当な理由があって債権回収手続を実施していないのであれば、正式に市長の決裁を経て徴収停止処分を行う必要がある。(地方自治法第171条の5)</p> <p>【結果】 債権回収に向けた措置を講じることが困難であると認められる正当な理由がある場合には、地方自治法の規定に従い、市長の決裁を経て徴収停止処分を行われない。</p>	<p>平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	162

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
76	[債権番号：208] 8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について	① 未収債権の管理状況について	指摘	<p>【現状・問題点】 未収債権となっている屋外広告物許可申請手数料は、K社がその場で手数料を納付せず、その後も納入通知書による期限内の納付はなかった。 その後、破産手続開始に向けた負債状況の確認通知があり、破産手続開始後、異時破産廃止となっている。 現在の当該未収債権は、平成26年10月15日に破産手続きの廃止の決定を起算日として、公債権の消滅時効5年経過後に不納欠損処分の手続をとることを前提に、平成25年度から決算書上翌年度に繰り越される処理を続けている。 この未収債権の取扱いとして、正式な意思決定がなされていない点及び消滅時効の期間を5年間と考えていた点が問題であり、未収債権の取扱いについて次の点を検討する必要があると考える。 i 破産手続廃止の決定があった場合に該当することから、10年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。 ii 地方自治法第96条第10号により議会で議決することで当該債権を放棄する方法。 iii 地方自治法施行令第171条の5第1号の徴収停止を採り、iと同様、10年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。 i及びiiiであれば、具体的な方針の意思決定を行う必要があるが、長年にわたり未収債権が決算書上表示されたままであり、会計の実態を表さないものと考えられる。 なお、法人格消滅の有無については、法人は破産手続開始の決定により解散した場合、破産手続による清算が行われることが予定されている一方で、破産手続が進行しないまま終了した場合には、別途、清算手続が必要であり、清算手続の終了によって法人格は消滅する。したがって、異時廃止の決定を受けた場合、清算の目的の範囲内でその法人格は存続することから、別途清算手続を採らなければ法人格は消滅しない。本件は、K社の異時廃止の決定後に清算手続が採られたことを確認できなかったため、法人格が存在すると判断することになる。</p> <p>【結果】 10年後の消滅時効まで何もしない選択肢はないものと考えられる。会計実態を適正に反映することが重要であると判断し、iiの方法に基づき、当該債権の放棄及び不納欠損処分を行われない。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。	検討中	道路総務課	土木部	道路総務課	176
81	[債権番号：209] 9. 一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金に係る未収債権について	④ 催告書の発送事務の適時性について	指摘	<p>【現状・問題点】 催告書の発送時期については、規定が存在しないが、督促状に明記している納期限(発行日から起算して10日後)に納付されなかった事実を把握したときから速やかに催告を行うことが期待されているものとする。しかし、催告書の中には、督促状の発行日から起算して約2年以上経過して催告書を債務者に発行している事例があった。 この催告書の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、催告書の交付を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 催告書の発行時期については、合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築された。</p>	催告に関しては、他の種類の債権とも共通する問題であるため、全庁的な検討を行っておりますが、取納率向上の観点から、催告の種類や回数に関する基準について債権管理課を中心に協議し検討します。 今後は基準が作成され次第、当該債権についての運用方法を検討します。	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	184
84	[債権番号：301] 1. 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について	① 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について イ. 分割納付の手続について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市では、訴訟費用の確定の後に、債務者に対し書面又は電話で一括返済を求め、一括返済に応じなかった債務者のうち、分納による支払を求める債務者に対しては、事実上分納に応じている。しかし、訴訟費用は私債権であり、分納に応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約の手続を採る必要があるところ、柏市では同手続を採っていない。</p> <p>【結果】 訴訟費用について、債務者に分納を認める場合には、履行延期の特約の手続を採られた。</p>	履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応に遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。	検討中	債権管理課	財政部	債権管理室	189
86	[債権番号：301] 1. 訴訟費用に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について	指摘	<p>【現状・問題点】 確定した訴訟費用については、遅くとも債務者が訴訟費用額の確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5%の割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務者名義としての訴訟費用額の確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からは、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。	検討中	債権管理課	財政部	債権管理室	190

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
89	[債権番号:302] 2. 強制執行費用に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 建物明渡の強制執行費用については、遅くとも債務者が強制執行費用額確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5パーセントの割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務者義としての強制執行費用額確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者間の公平の見地からも、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の適及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	債権管理課	財政部	債権管理室	196
98	[債権番号:304] 4. 過誤払返還金に係る未収債権について	⑥ 履行延期の特約等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 過誤払返還金においては、返還額が確定した後、債務者(又は家族)から分割納付したいとの申し出があった場合、障害福祉課長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	<p>履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応に遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。</p>	検討中	障害福祉課	保健福祉部	障害福祉課	210
103		② 履行延期の特約等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 本事業の過誤払返還金においては、返還額が確定し、返還期限を平成27年3月31日とした納入通知書を送付した後、債務者から分割納付したいとの申し出があり、同年3月9日に分納誓約書が提出されたため、障害者相談支援室長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	<p>履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応に遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。</p>	検討中	障害福祉課	保健福祉部	障害者相談支援室	221
104	[債権番号:306] 6. 過誤払返還金に係る未収債権について	③ 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 過誤払返還金の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続きの中で、遅延損害金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、過誤払返還金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならぬが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 過誤払返還金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、指定障害福祉サービス事業者は、障害者が可能な限り身近な場所で日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを受けるためのサービス提供事業を担っており、国や市で定められた報酬により事業運営をしている。このため、遅延損害金の請求に際しては、障害福祉サービスの利用状況及び利用実績並びに滞納者の財政状況を確認する等、遅延損害金を課すことで利用者が本来受けられる障害福祉サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	<p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	障害福祉課	保健福祉部	障害者相談支援室	224

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
105		① 履行延期の特約等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 市営住宅等使用料においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在的事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の裁量がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部長の決裁を行われない。</p>	<p>・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況</p> <p>履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応に遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	228
106	[債権番号：307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	② 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 市営住宅等使用料の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。担当課では、他の私債権に係る遅延損害金を算定・請求していないことを認識していることから、市営住宅等使用料の遅延損害金だけ算定・請求することは整合性に欠けると考えている。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、その検討結果を待って対応することとなっているようである。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、市営住宅等使用料の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・調定行為・請求等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 市営住宅等使用料の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 なお、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底の動きに留意されたい。 また、確定遅延損害金の調定の適宜については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするものもやむを得ないものとする。</p>	<p>・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況</p> <p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	229
108		④ 不納欠損処分に伴う遅延損害金の処理について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 柏市債権管理条例の規定では、「市の債権を放棄するときは、当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。」(同条例第8条第2項)としている。 しかし、市営住宅等使用料の未収債権の放棄及び不納欠損処分の際には、履行の遅延に伴い発生している遅延損害金については一切の会計処理を行っていない。</p> <p><b>【結果】</b> 市の債権を放棄する際には当該債権につき既に発生した遅延損害金についても、速やかに算定し、調定を行い、かつ、本料の債権放棄及び不納欠損処分と同時にそれに伴う遅延損害金を放棄するとともに、会計上、不納欠損処分を行う必要があるものとする。 公債権の場合と異なり、柏市債権管理条例第8条第2項に明文の規定がある以上、少なくとも当該条例施行以降の該当案件を対象として、遅延損害金の算定が可能な仕組みを構築することに努力されたい。</p>	<p>・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況</p> <p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	232

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ	
116	〔債権番号：308〕 8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について	③ 不法占拠に伴う損害賠償金に係る債権管理について	イ. 不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の調定漏れについて	指摘	<p>【現状・問題点】 不法占拠に伴う損害賠償金の請求事務手続きと共に発生した残置物の処分費用について、債務者等に請求を行っているが、その債権について、正式な会計処理を行わずに実施しており、歳入調定及び納入通知の送付が漏れている。この案件は2件あり、平成28年6月20日付けでそれぞれの債務者に送付した「残置物処分請求書」(市長名・公印押印での請求)が存在する。 この債権は債務者が行うべき残置物の撤去を市が代行に行ったものであり、その費用が客観的に確定されるものと考えられるため、事実上、市に帰属する債権であると考えられる。</p> <p>【結果】 調定行為も実施せずに債権の請求行為を市長名で行うことは重大な財務規則違反であると考えられるため、既に送付している2件の「残置物処分請求書」(平成28年6月20日付)の債権の実在性を早急に精査し、市としての正当な債権であることが確認されたうえで、財務規則に基づく調定を行い、債務者へ納入通知書を送付する手続きを遅滞なく進められたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で協議を行い、本件については複数部署に係る指摘(意見)として、関係各課と検討・調整を行っています。次年度も引き続き、債権管理課を中心に対応を検討いたします。	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	244
117	〔債権番号：309〕 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	① 償還計画の見直しについて		指摘	<p>【現状・問題点】 平成28年度の滞納件数16件のうち7件については、当初の償還計画を見直した上で、新たな償還計画に基づき償還を行っている。当該7件の債務者は、学校教育課へ「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」を提出し、学校教育部長の決裁を経た上で、新たな償還計画に基づき償還を開始している。 他方で、平成28年度までに償還計画の見直しを行っていない9件のうち4件においても、学校教育課からの催告に対して、債務者が分割払いの申し入れを行った場合、学校教育課において、債務者から「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」の提出を受けず、また、学校教育部長の決裁も得ることなく、債務者の分割払い申し入れを了承している。 債務者からの分割払いの申し出があった場合、履行延期の特約の手続(地方自治法施行令第171条の6)を採る必要があり、上記7件のように学校教育部長の決裁を得ることが必要となる。したがって、上記4件において、学校教育部長の決裁を経ることなく、学校教育課で債務者の分割払い申し入れを了承していることについては改善する必要がある。</p> <p>【結果】 地方自治法施行令第171条の6に則り、履行延期の特約の手続を採られたい。</p>	履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応に遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。	検討中	学校教育課	学校教育部	学校教育課	249
122		⑥ 遅延損害金の徴収について		指摘	<p>【現状・問題点】 債務者や保証人が履行期限までに返済を行わなかった場合に、遅延損害金を請求していない。柏市高等学校等入学準備金貸付条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市高等学校等入学準備金貸付金は、私債権であり、民法第404条、同第415条、同第419条により約定がない場合でも、年5分の割合による遅延損害金が発生する。</p> <p>【結果】 履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定及び請求の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとする必要もやむを得ないものと考えられる。 この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。</p>	延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。	検討中	学校教育課	学校教育部	学校教育課	251
132	〔債権番号：311〕 11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について	② 市場施設使用料等に係る遅延損害金の徴収について(指摘)		指摘	<p>【現状・問題点】 公設市場がこれまで実務上前提としてきた市場施設使用料の法的性格については、私債権であると判断している。電気料立替金の法的性格についても、私債権であると判断している。私債権の場合、民法の規定により遅延損害金が発生しているため、遅延損害金の算定が可能になり、債務者に請求する必要がある。しかし、公設市場はこれまで督促状、催告書に遅延損害金の徴収に関する付記もなく、遅延損害金を徴収してこなかった。 なお、市場施設使用料の法的性格については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改善措置命令等の規定から公債権である性格が強く、非強制徴収公債権であると判断することもできる。公債権と考えた場合でも、今後未収債権の時効管理等において、リスク・マネジメントに留意する必要がある。</p> <p>【結果】 市場施設使用料の法的性格を私債権と踏襲するにしても、電気料立替金に係る遅延損害金と同様、民法の規定に基づき遅延損害金を算定し徴収されたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまででも全庁的な周知徹底が進められてきたようであるが、さらに債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。</p>	延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。	検討中	公設市場	経済産業部	公設市場	269

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
138		② 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 滞納繰越分返納金においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費用等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部長の決裁を行われないものとする。</p>	<p>履行延期の特約等に関しては、納期限が細分化されている場合は手続面で債務者の負担が大きい制度になっている等の理由から、制度改正の提案を国に対して行うことを検討しておりますが、現状では事実上の分納の活用を継続せざるを得ないものと考えております。 事実上の分納について決裁がなされていないという指摘を踏まえ、事実上の分納においても決裁を行うことを検討中ですが、迅速な対応が求められる中、多数の債務者を有する種類の債権においては対応が遅れが生じる可能性がある等の課題があり、引き続き全庁的な検討を継続します。</p>	検討中	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	280
139	[債権番号:312] 12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について	③ 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 滞納繰越分返納金の滞納債権に係る遅延損害金については、これまでに分割納付の納期限までに申し出なく納付がないことがなかったため、遅延損害金を課することがなかった。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続きの中で、現在の事実上の分納では、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないにも拘らず、分割納付の納期限までに納付がなかった場合にのみ遅延損害金が発生するという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、滞納繰越分返納金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならぬが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 滞納繰越分返納金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われないものとする。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、有限会社Iについては、他自治体にも同様の滞納債権があり、遅延損害金の請求に際しては、他自治体での遅延損害金の取り扱いにも留意するとともに、利用者が本来受けられる介護保険サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	<p>延滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。</p>	検討中	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	281
147	[債権番号:313] 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理（在校生対象）について	指摘意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは平成26年9月1日付けで「給食費未納者との折衝記録の保存について」の文書を各小中学校に対して配付している。その文書には、給食費未納の保護者との折衝経過等について必ず記録を残すことの徹底が要請されているが、各小中学校において交渉記録は適切に整備されていない可能性が高い。 賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターでは、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳（個人別台帳）」に詳細な交渉記録が整備されている。当該台帳の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳（個人別台帳）」等の記載事例を参考に、各小中学校における交渉記録の様式を定められたい。</p>	<p>交渉記録の方法等については、他の種類の債権とも共通する全庁的な課題となっているため、引き続き債権管理課を中心に協議し、検討します。 本件の賄材料収入については、給食主任者研修会（平成31年2月）を通じて学校給食センターと共通の管理書類を配布し、債権回収に係る記録方法等を各学校の徴収者へ説明を行いました。現在、各学校にて対応検討中です。</p>	検討中	各学校 学校給食センター	学校教育 部	各学校 学校給食センター	297
151	[債権番号:313] 13. 学校給食費に係る未収債権について	③ 粕地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理（在校生対象）について	指摘意見	<p>【現状・問題点】 粕地域を中心とする小中学校の賄材料費の滞納管理の中では、統一的な交渉記録の記載方法は存在しない。しかし、その交渉記録は最終的に法的措置に訴える場合に重要な証拠として取り扱われるものであるため、各学校においては交渉記録の様式の不備や記録内容の質には十分留意しなければならないものとする。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳（個人別台帳）」及び粕市債権管理条例施行規則第2条の記載事例を参考に、粕地域を中心とする各小中学校においても、交渉記録の様式を定められたい。なお、交渉記録に係る統一的な様式について、各学校で定めることが難しい場合、学校給食を所管する学校保健課等が支援し、協力してその様式の統一した策定を図られるよう要望する。</p>	<p>督促や交渉等の経過に関しては、適正に記録を行い、保存することとします。ただし、記録のうち時効中断に関するものについては、債務者側の対応等により時効中断の有無が不明確な場合もあり、適正な記録の方法や記録項目等については、他の種類の債権とも共通する全庁的な課題となっているため、引き続き債権管理課を中心に協議し検討します。</p>	検討中	各学校 学校保健課	学校教育 部	各学校 学校保健課	301

管理番号	監査対象/テーマ	項目		指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
154	[債権番号:314] 14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について	① 違約金について	ア. 違約金(遅延損害金)債権の事後調定について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 違約金(遅延損害金)については、母子父子寡婦福祉資金システム上で自動計算され、滞納している償還金が納付されるまでは金額が確定しないが、滞納している償還金が納付された場合はその時点で違約金が確定し、違約金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、違約金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている(事後調定)。 一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因が発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから違約金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号) したがって、滞納していた母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金が納付されたときに、違約金の納入の通知を発する際に、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b> 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納債権が納付された場合の違約金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 違約金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、違約金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定違約金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	310
160	[債権番号:315] 15. 柏市育英資金貸付金に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について		指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 柏市育英資金貸付金の債務者のうち、履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して遅延損害金の請求を行っていない。柏市育英基金条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市育英資金貸付金は私債権であり、民法第404条、同第415条、同第419条により、約定がない場合でも、年5分の割合による遅延損害金が発生する。</p> <p><b>【結果】</b> 2名の債務者については、貸付金元本の返済は完了しているものの、貸付金元本の返済の際に当初の履行期限を経過していることから、遅延損害金が発生し、かつ確定している。したがって、本来であれば2名の債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求する必要がある。 しかし、確定滞金の調定行為及び請求については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。 この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行いたい。</p>	滞滞金・遅延損害金の徴収は、他の種類の債権にも共通する問題であるため全庁的な検討を行っております。原則として全ての債権において徴収する方向で検討を進めていますが、徴収コストに対して徴収見込み額が低い場合の費用対効果の検討のほか、遅延損害金の利率や端数処理方法、条例・規則への規定など、多数の検討課題が存在します。 他の自治体の状況を調査する等、情報収集を進めた上で、今後も検討を続けます。	検討中	学校教育課	学校教育部	学校教育課	318